平成２９年（フ）第１５２号
群馬県北群馬郡榛東村大字広馬場273番地４
破産者　橋爪　恵利
１　決定年月日　平成30年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２３０２号
横浜市鶴見区梶山１丁目18番２号　クロノス鶴見Ａ棟　201号室、開始決定時の住所横浜市鶴見区江ケ崎町25番４－702号
破産者　石毛　　昭
１　決定年月日　平成30年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９９号
新潟県長岡市悠久町４丁目６番地
破産者　安田裕美子
１　決定年月日　平成30年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第１３８号
静岡県熱海市春日町13番25号　熱海スカイハイツ101、開始決定時の住所静岡県熱海市緑ガ丘町８番11号　県営緑ガ丘団地Ｂ棟302号
破産者　川口　光正
１　決定年月日　平成30年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３５８号
静岡県沼津市東沢田312－11　アネックス東沢田Ａ205、住民票上の住所静岡県沼津市高尾台13番地の19
破産者　土屋　美和（旧姓遠藤）
１　決定年月日　平成30年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３９０号
静岡県沼津市岡宮1339番地の２
破産者　渡邊　英徳
１　決定年月日　平成30年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第８８号
滋賀県彦根市栄町２丁目１番43号
破産者　谷口　裕文
１　決定年月日　平成30年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第２９号
京都府亀岡市篠町森下タン条23番地７、前住所京都府亀岡市東つつじケ丘都台２丁目６番１号
破産者　石津　智子
１　決定年月日　平成30年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２９年（フ）第２４号
鳥取県東伯郡北栄町由良宿1028番地９
破産者　松井　孝光
１　決定年月日　平成30年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２９年（フ）第３１１号
熊本市中央区新町２丁目11番９－１Ａ号、開始決定時の住所熊本市中央区新町２丁目11番９号　せんば山マンション101号
破産者　小椋もにか
１　決定年月日　平成30年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４１号
宮崎県日南市吾田東７丁目７番７号
破産者　隈江　英満
１　決定年月日　平成30年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

平成２９年（フ）第４５号
鹿児島県伊佐市大口針持2946番地
破産者　珠渕　　隆
１　決定年月日　平成30年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第１９０号
沖縄県浦添市字沢岻1034番地　ハイツながたはら２　101号
破産者　山縣　　孝
１　決定年月日　平成30年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１９４１号
札幌市手稲区富丘２条７丁目１番23－102号
破産者　清水　雄二
１　決定年月日　平成30年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３２号
青森県八戸市吹上３丁目１番21号　グリーンコーポ杉の木荘３号
破産者　酢谷　俊子
１　決定年月日　平成30年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第７４６号
仙台市若林区今泉１丁目17番３号
破産者　小川　武夫
１　決定年月日　平成30年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８２４号
仙台市若林区荒井東２丁目７番地の７　荒井東第二市営住宅６号
破産者　有田　裕一
１　決定年月日　平成30年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８４９号
仙台市泉区松森字陣ケ原31番地の76
破産者　佐藤　光俊
１　決定年月日　平成30年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３８号
山形県鶴岡市本郷字揚ケ25番地
破産者　佐藤　　巧
１　決定年月日　平成30年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部